（児童手当法施行規則の一部改正）

**第三条**　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）<br>**第十二条の十**　［略］<br>２　［略］<br>３　法第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。<br>［一～三　略］<br>四　児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業の利用に要する費用<br>五・六　［略］ | （受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）<br>**第十二条の十**　［同上］<br>２　［同上］<br>３　法第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。<br>［一～三　同上］<br>［号を加える。］<br>四・五　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

**第四条**　子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>［条を削る。］ | **附　則**<br>（令和元年改正法附則第四条第二項の規定により市町村が条例を定めた場合における技術的読替え）<br>**第四条**　令和元年改正法附則第四条第二項の規定により、市町村が条例を定めた場合における第五十三条の六の適用については、次の表の上段に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 |

| | | |
| --- | --- | --- |
| 第五十三条の六 | 一　当該特定子ども・子育て支援提供者の名称<br>二　当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地<br>三　確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日<br>四　確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間 | 一　当該特定子ども・子育て支援提供者の名称<br>二　当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地<br>三　確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日<br>四　確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間 |